

所得税・町県民税の

申告相談が始まります

所得税・町県民税の申告時期となりました。

確定申告が必要な方が、期限までに申告を済ませないと

無申告加算税がかかる場合がありますので、

期限内に正しい申告を行ってください。

また、今年から申告書提出の際には

個人番号の記載が必要となりましたのでご注意ください。

なお、毎週木曜日は午後7時まで申告相談を行います。

都合で指定日に相談できない方はご利用ください。

■ 期 間 2月16日(木)～3月15日(水) (土・日を除く)

■ 受付時間 【午前の部】 午前8時30分～11時

【午後の部】 正午～午後4時

■ 相談時間 【午前の部】 午前9時～正午

【午後の部】 午後1時～午後4時

※木曜日は午後7時まで行います

■ 受付会場 役場2階 第2会議室

■ 申告会場 役場2階 第3会議室

※階段の利用が困難な方は、1階税務課窓口へお声かけください。

申告相談スケジュール

日	月	火	水	木	金	土
	2月	14	15	16 平和台	17 向原 大林	18
19	20 栄町1・2区 (1～20班まで)	21 栄町2区 (21班～)	22 西軽井沢 (第1～3地区)	23 西軽井沢 (第4地区～)	24 上宿	25
26	27 小田井 荒町	28 桜ヶ丘・児玉 (1～6班)	毎週木曜日は、午後7時まで受け付けます。			

日	月	火	水	木	金	土
	3月		1 児玉 (7班～)	2 三ツ谷 旭町	3 塩野1～5	4
5	6 塩野6～8 寺沢	7 清万 一里塚	8 八ヶ倉 馬瀬口1～2	9 馬瀬口 3～6	10 豊昇 面替	11
12	13 草越 広戸	14 全地区	15 全地区			

【問い合わせ先】

所得税に関すること

佐久税務署

〒385-8611

佐久市岩村田1201-2

電話 0267(67)3460

町県民税に関すること

税務課住民税係 (32)3126

確定申告が必要な方

- ① 事業所得・不動産所得などがある方、土地や建物などを売った方。
 - ② 一時所得(生命保険の満期金など)のある方。
 - ③ 2カ所以上の会社から給与の支払いを受けた方(給与を合算して年末調整された方は不要です)、退職等の理由により年末調整をしていない方。
 - ④ 医療費控除や住宅ローン控除を受けようとする方。
 - ⑤ 公的年金の収入の合計額が400万円を超える方。
 - ⑥ 公的年金以外の所得があり、その所得の合計額が20万円を超える方。
- ※所得税の予定納税をした方は必ず確定申告を行ってください。

税務署で申告する方

- 次の事項に該当する方は、書類審査が必要となるため、佐久税務署で申告を行ってください。
- 土地や建物・株式の売買(譲渡)があった方。
 - 家屋の新築・増改築・購入などで、初年度の住宅借入金等特別控除を受けようとする方。(認定長期優良住宅・バリアフリー改修・省エネ改修を含む)
 - 先物取引・FX・NISA・REITなどがある方。
 - 損益通算を必要とする方。

○ 税務署から申告案内状と申告書が郵送された方。

○ 消費税申告・贈与税申告・青色申告の方。

※このほかにも申告内容によっては税務署で申告をしていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

必要書類等(主なもの)

- 印鑑(認め印)
- 個人番号カードもしくは、通知カードと運転免許証などの身分証明書
- 給与、年金等の源泉徴収票
- 事業所得の方は収支内訳書(証拠書類等持参)
- 国民年金、生命保険、地震保険等の各種所得控除証明書(日本年金機構・各契約会社より発行のもの)
- 医療費控除を受ける方は、その領収書と生命保険や福祉医療等の補てん額が分かるもの(領収書は個人ごとにまとめて合計額を計算してください)
- 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳・障害者控除対象者認定書等
- 寄付金控除の対象となる団体へ寄付した際の領収書等

町県民税の申告が必要な方

町県民税は、前年の収入に対し平成29年1月1日現在、住民登録があ

る市町村で1年間課税されます。

確定申告を行う必要がない方でも、町県民税申告書の提出が必要になる場合は申告を行ってください。

○ 前年中に収入がなかった方で、誰からも税申告上の扶養にとられていない方。

○ 同一世帯以外の方の税申告上扶養になっっている方。

○ 収入があり、所得税の確定申告が必要ない方。(給与収入の方で勤務先で年末調整がされている場合は町県民税申告も不要)

○ 公的年金収入が400万円以下で雑所得以外の所得金額が20万円以下である方のうち、医療費控除や配偶者控除、扶養控除、その他の控除を受けられる方。

○ 遺族年金・障害年金・雇用保険等を支給されている方。

※町県民税申告は郵送での提出もできます。希望される方は税務課までご連絡いただければ、町県民税申告書と返信用封筒をお送りします。

申告を忘れてしまうと

所得や税額は、町・県・国の制度を利用する際の基準となるため、申告を忘れると次のような影響があります。

○ 所得証明書や課税証明書等が発行できません。

○ 国民健康保険では、国保税の軽減が受けられません。

○ 国民年金では、保険料の免除申請ができません。

○ 保育園の入園(通園)では、保育料が本来の額より高くなる場合があります。

○ 町営住宅では、住宅家賃が本来の額より高くなる場合があります。

医療費控除の特例

健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の健康診査や予防接種等を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間、医療用医薬品からドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品を購入した場合、その年のOTC医薬品を購入した合計額(保険金等により補てんされる金額を除く)のうち、1万2千円を超える部分の金額を控除額とする医療費控除の特例が創設されました。

控除を受ける際には、1月1日から12月31日までのOTC医薬品を購入したレシート(領収書)と健康診査や予防接種を行なったことが確認できる書類の添付等が必要となります。

なお、従来の医療費控除と同時に利用することはできないため選択制となります。この特例については平成29年分の所得税の申告から適用となります。